

函館には23~26日迄居りました。23日夜は五島軒にて会食。24日は大沼のゴルフ場へ行きました。25日は昼に札幌ロータリーの方も加わり福新樓にて会食をしました。26日は函館山を中心に案内しましたが、ハリスト教会は非常に興味を持った様ですが、丁度折悪しく雨が降ってまして車からおりて見るには雨がひどくてとうとうおりて見ることが出来ず残念がっていました。以上の様なことで四日間はまたたく間に過ぎましたが、その後も更に北海道を10月31日迄一周しましたが、途中団長さんから手紙を貰いましたが、天候が悪かったので風邪をひいたが、終り頃には健康を快復したとのことでした。

以上の様なことですが、このスケジュールを組まれた方は大変なことだったと思います。例えば函館には3日間泊ったのですが、第1日目はホテルに泊って貰いましたが、2日・3日目はそれぞれ会員の家庭に泊っていただいたので、これらのことについて関係者は2ケ月も前から綿密なスケジュールを立て、総べてがスムーズに行った様であります。これは大変なことだと思います。以上簡単ですが御報告申し上げます。

3、バイアスロンの事 市川芳夫副会長

時間が4分程余りましたので一寸お話しします。

いよいよ札幌オリンピックが開かれることになりました。2月3日が開会式で、2月13日迄10日間行なわれます。バイアスロンと言う競技がありますが、北欧州にて始まった競技で銃をかついでスキーをはいて走るもので、団体と個人と二種類あります。大体25km走ります。5km走って来て伏射で5発、又5km走って来て立射で5発うつ、これを繰り返します。個人の時ははずした標的の時だけ時間が加算される。団体は4人1組でははずした標的の時だけペナルティーコースを走ると言う競技です。私はオリンピックの競技役員でバイアスロンの立射の射線の審判をすることになってます。プレオリンピックの時のテレビが画面が上手に出来て、隅に標的がうつって、たまが当ると標的がパサッと落ちるのが見えました。この標的は強化ガラスです。普通のガラスですと縁の方にあたるとこわれないことがあるが、強化ガラスは一寸縁にあたって全部パッと割れる様になってます。この標的は立射が直径30cm、伏射が直径15cmで特注で何千枚か作ったので1枚が大体2,000円の品物です。

●出席報告

	会員数	出席人数	欠席人数	他クラブ出席人数	出席率(%)
46. 11. 17	45名	34名	11名		
46. 11. 10	45名	37名	8名	8名	100%
在函クラブ	(11/4) 函館R.C. 95.97%	(11/9) 函館東R.C. 92.94%	(11/5) 函館五稜郭R.C. 97.67%		

次回例会日 12月1日

プログラム「アイスホッケーについて」推谷 龍彦 会員
(推谷龍彦会報委員)

事務所
函館市若松町15-7拓銀ビル9階
ロータリー合同事務所
☎. (0138) 23-3870



例会場 函館市若松町拓銀ビル7階
五島軒駅前支店
例会日 毎週水曜日 12:30-13:30

1971. 12. 1

第375回 例会

1971~1972 第20号

Good Will

Begins With You

善意は先ずあなたから

(ブライツホルツR. I. 会長指針)



俣野純夫 会員

本日のプログラム

「アイスホッケーについて」

推谷 龍彦 会員

第374回 例会記録

- ◎司 会 船矢健喜智会長 ◎斉 唱 我等の生業
◎ビジター 大阪天満橋R.C. 松本 政雄君 (昆布販売)
函 館R.C. 木島 茂君 他11名
函 館 東R.C. 平田 恒喜君 他1名
函 館 五R.C. 本間 啓一君 他4名

◎幹事報告

11月17日函館ロイヤルホテルに於いて、臨時会長、幹事会が行なわれ次の事が話し合われました。

1、函館東R.C.の新谷武四郎会員退会の後のロータリーに於ける仕事の分担は函館東R.C.の杉本会員がこれを引きついで行なう。

2、亀田R.C.の設立に関しては、函館北及び函館五稜郭クラブが主体となって進めるものとする。その為に現在亀田市に住居或いは勤務場所を有する方々を両クラブに入会させ、設立の時には会費その他を持参金として分離するという方針であります。

なお設立は47年3月を目標とする。特別代表及びスポンサークラブの決定は後日とする。以上がその骨子であります。

3、明年1月よりオーストラリアから当地に参ります交換学生の受け入れについて、1-3月は函館東R.C.、4-6月は函館R.C.、7-9月及び10-12月の何れかを当クラブで引き受ける事に決定しました。後日皆様と相談の上確定したいと思います。

●ニコニコボックス

1、野村会員：創業50周年、会社創立15周年、社屋新築を記念して

2、船矢会長：結婚記念日おめでとうございます。

★親睦活動委員会

本日例会終了後委員会を開催致します。

ぼざら
「伐折羅大将」

遠藤 尚義 会員

先に物故した志賀直哉がここに住み「暗夜行路」の筆を執り、あの傑作をものにしたと云われる新薬師寺を訪れたのは10月16日の午後3時頃で、境内には萩の花が咲きこぼれ、夕暮を感じさせる気配であった。土曜日でもあるせいか相当な数の参拝者である。

私は十二神将の中、特に伐折羅(ぼざら)大将に興味を感じていたので、今度の奈良見学は「明日香」とこの伐折羅大将を拝観するのが主目的である。新薬師寺の創始は天平十九年(747年)3月に聖武天皇の御病氣平癒祈願として、光明皇后によって建立されたものと伝えられていて、本堂は宝亀十一年の雷火に焼け残った天平の建物で、伸び伸びした大棟、ゆるやかな屋根勾配など、天平建築が持つ気品と体臭とを十分に発散、奈良朝入母屋建築の粋と云われている。内陣の中央、白漆喰でつき固めた円形の土壇という珍らしい仏壇の上に、中央に本尊木造薬師如来像〔国宝、天平時代〕があり、これをとり囲んで十二人の神将が、あるいは剣を持ち、あるいは矢を携えて立って居られる。

この塑像十二神将立像〔国宝、天平時代〕、約1.8mの塑像群が円陣を作って思い思いの姿態で立っているさまは正に圧巻である。十二神将は薬師如来の十二本願を守護する武将たちで、後世もその作例は多いが(岩船寺、室生寺にもあった)塑像でしかも等身大以上で堂々たる法量を持ち、写真とともに内包する精神を如実に表現している作品は正に国宝にふさわしい。私は、天を衝く怒髪、かっと思開いた眼ざし、大きくあいた口強固な意志を表はしている顔、剣を持った右の腕、何物をも恐れぬ左手の表情、しっかりと大地をふんまえた両下肢など、本願を守護する武将のほとぼしり出る精神をおし

いのだみなく表現している伐折羅大将の偉容に接し、今更ながら感動した。そして旅行の目的を達し得た充足感にひとり乍ら、陽の落ちた奈良の町をゆっくり歩いていった。註(十二神将とは、くびら、あんてら、いんだら、しんだら、ぼざら、あんにら、はいら、しやとら、めきら、さんてら、まこら、びからの各神将で、それぞれが7千の眷族の大将である)。

◎卓 話 雑談・保険と裁判 小村 修平 会員

保険という制度は、かたくなに定義で申しあげると、偶発的な事故に基づく経済的必要性を充すために、このような事故発生の危険のもとにある多数の者が、統計的基礎で算出された金額(保険料)を予め支払って、それによって成る資金で事故発生時に財産的満足(保険金)を受ける仕組みをもつものといわれております。

ところで、保険料を支払った以上は反対給付としての保険金を貰わなければ何か損をしたような感じになるのが人情であります。保険金の支払は今申しあげたように偶発的な事故つまり生命保険でいいますと被保険者の死亡、損害保険でありますと自分の家の焼失とか自分の持っている車が事故を起こして他人を怪我させ、多額の損害賠償を請求されるとかという不運な事故の発生を必要とするわけで、このような不幸なできごとはなるべく避けたいというのも、やはり一面の人情であろうと思われまふ。このような不幸をうまく回避できたとすれば対価としての保険金(生命保険の満期保険金の如きは別)が貰えないということで、このようなことから保険に入るの億劫だという感じが一般にもたれるわけでございます。しかし、一度保険に入ってしまうと、これで何かあっても経済的には満足できるんだという安心感を得られるわけですが、今日申しあげる話は、果して保険に入っていればそれだけで安心かということについて、生命保険と損害保険とからいくつもの例をあげてみたいと思うわけでございます。

「保険と裁判」というのは、保険に入っていたけれども保険金を支払ってもらえなかった。こういうときに始めて裁判となるわけですが、こういうことがあってはいけない。そこで保険に入っている方あるいは入ろうとしている方は、十分注意されたらよいのではないかとこの点を申し上げようというわけで、まず今日とりあげるのは、保険契約についても随伴する問題である約款の効力ということにしばられるわけであります。

約款は御存知のように非常にこまかい字で、虫メガネを用意しても仲々読みにくいような字で書かれ、しかも非常にむづかしい文章で書かれておるのですが、だからといって、俺はそんなもの知らん、保険契約で判を押すとき読まなかった、読めとも言われなかったというような抗弁が成り立つかどうかということですが、現在の裁判のうえではそういう主張は通らないことになっております。

まず、生命保険についてこれは私が担当した事件ですが、災害特約付生命保険契約の被保険者が死亡して、死亡保険金はその受取人と指定されている者のところに送られて来たのですが、被保険者の重大なミスで死亡したのだから、災害保険金は支払わないと

いわれたケースがありました。それで裁判ということになったのですが、この裁判が保険金の受取人の住所を管轄する函館の裁判所ではできないとされていたわけでございます。普通であれば、このように金を寄せという裁判は、請求する者の住所地で裁判をすることができるのに、保険金請求の裁判はできないとされるわけです。ただ、このように生命保険の裁判は会社の本社がある東京だとか大阪でなければいけないというのは大正時代に多くの判例があり、昭和にもいくつかあるのですが、最近あまりみかけないということで、このようなことも依頼者に話して、あらためて裁判所の態度を問おう

従来の判例を変えるのも意義があるんじゃないかと考え、私は函館の裁判所に提訴したわけでございます。そうしましたら、当然のこのように相手の生命保険会社は、函館には管轄権がないということと争って来ました。その根拠がどこにあるかという、約款のなかに「保険金は本社で支払います」という規定があるということです。本社で支払うというのは、支払場所が本社だということで、本社まで行かないと法律上は支払ってもらえないということになるわけです。このようなことを聞くと皆様も驚ろかれるのではないかと思います。保険金というのは全部受取人のところまで送ってくれるものと考えておられるのではないのでしょうか。しかし、これは保険会社にいわせると単なるサービスであって義務ではないということになるわけで、これはおかしいのではないかと私は争ったのです。つまり誰も保険金を受取るために本社まで行く例はないのではないかと。そしてこの件での証拠調べでも少くとも本社までとりに行ったという例はだされませんでしたし、先程申しあげたようにこの事件では死亡保険金は支払われたのですが、その支払が送金で為され、しかもその通知書の中に書いてあるいくつかの支払方法の例示の中に「本社窓口支払」の欄がないのであります。それからこのように送金しますと送金手数料がかかり、送金が義務でないというならば、その手数料をとる筈なのに、手数料を現実に徴収していないばかりか、先程の通知書の中に手数料控除を記入する欄もないわけです。そうしますと、保険会社自身この本社支払という約款の規定にあまり効果を認めていないのではないかと。一方、保険に入る者はそのような規則があることなど一般に知らないというのですから、そのような規定に法律上の意味あいを与えるのはおかしいということです。私の主張は約款の中には特別に必要なものと必要でないものがあると、その必要でないものまで約款の一般的効力で処理するのは実情に反するということとあります。ところが、第一審の裁判所は保守的な立場といいますが、従来の判例どりの結論を出しました。しかも、その中で保険金受取人の住所を支払場所とする慣習の存在も認めるに充分な証拠がないということと述べています。そこで高等裁判所に抗告をしましたところ、やはり高裁でも私の主張はとらなかつたのですがその理由のなかで、送金支払の方法が一般的に行なわれているであろうことは容易に推察されるところである。というところまでは述べながら、しかし約款の趣旨や文言にてらすとこれは約款の特約と異なる慣習があるとまで認めることができない、約款の方が強

というわけでございます。

次に、これは私の事件ではありませんが、東京で保険料を支払わなかつたからといわれて保険金を支払ってもらえなかつた裁判例があります。契約者にいわせると、保険料は毎月集金人がとりに来ていた。その問題の月にも金は用意して待っていたのに来なかつたではないか。という主張がでるのですが、これも約款上では集金は単なるサービスであり、集金人が来ないときは、契約者の方で注意して集金人を呼び寄せるなり、指定の場所に持って行って支払わなければ、猶予期間の経過で失効するということになるので、東京高裁もこの約款を支持したのです。このことも皆様は意外に思われると思いますが、十分注意をしなければ不測の損害を蒙ることもなりかねません。

損害保険についても承知していた方がよい約款規定がありまして、最近その需要の激増している自動車保険についても、免責に関する約款は重要と思います。例えば、任意保険は無免許、酔っ払い運転の事故には支払ってくれません。事故発生後60日以内に事故通知をしなかつたときも免責とされています。被害者から損害賠償を請求されて、保険金が1,000万あるんだからといって適当にその範囲で示談しても、示談金額は被害者に法律上支払わなければならない義務があるのに、保険会社は無断で示断したからという理由で査定額以上のものは填補してくれない場合があります。これらは皆約款に規定されています。

このように約款というのは決して無視できないもので、その中にはどうも不合理でないかと思われるものもないわけではありませんが、裁判の場では相当に強力な効果を發揮します。約款の効力について地方裁判所がいろいろと勇氣ある判断を下して、誰もが納得する理論が形成されていくことが期待されるところであります。昨年、盛岡の裁判所で、火災保険について目的物の譲渡を契約証書に裏書をしないうちに火災になったケース約款の効力を否定した判決があり、一つの新しい方向を示すものですが、少くとも今のところ約款の力は絶対的ともいえるので、保険契約を結ぶ際は担当者に約款の中の重要な事項について赤鉛筆でアンダーラインをひいてもらい、十分注意されるべきで、そうしなければ高い保険料が無駄になることもあるということを御銘記された方がよいと存じます。

★RYLA: R.I. 理事会では最近新たに青少年を対象とする活動計画を採択しました。これはRotary Youth Leadership Awards (RYLA - ロータリー青少年指導賞) と名付けられるもので、全世界の地区およびクラブに対し、青少年相互あるいは青少年と大人の接触交流を深める道を開く機会を与えるものであります。この計画は世界の3つの地区がそれぞれ独自に実施して成功を取めた活動を参考にして作成されております。(ロータリーの友Vol. No.11より)

①月台——台北駅で目についた文字である。プラットホームのことである。第一月台、第二月台と書かれてある。昔、高いところにおいて、東の空に月が出るのを眺めつつ汽車に乗ったという話から今も使われているときいた。

②竹林——台湾には猛宗竹の大きいのが至るところにあって見事なものだときいたが、汽車の沿線では一つも見付からなかった。新竹という駅もあるほどだから、この辺りは竹の名所かと窓をのぞいたが、釣り竿にする位の小さい竹林がそこかしこに散在していた。台中までの田園や畑の畔道にはなるほど竹林らしいのが沢山ある。風に吹かれて皆一様になびいている。防風林が竹で出来ていると思える。遥かの山岳地帯を眺めると、山の木が一様に風になびいている。田園の畔の竹と同じ方向によく見える。比の木が柳に似た木で、木麻黄(きまおう)とか云われて折れない木らしい。風の強い土地であるから、こんな竹や木が育っているのだと感じた。そしてこれが風の方向を知らせて仕事に大助けとなる所謂生活の知恵が生まれたわけだ。台南から高雄までの暑いところにはバナナの木や椰子の木が沢山あって竹林は見えなかった。矢張り竹林は山岳地帯に近いところにあるのでしょう。

「水牛の寝たる日陰や破れ芭蕉」

◎出席報告

	会員数	出席人数	欠席人数	他クラブ出席人数	出席率(%)
46. 11. 24	45名	35名	10名		
46. 11. 17	45名	34名	11名	10名	97.78%
在函クラブ	(11/11) 函館R.C. 93.44%	(11/16) 函館東R.C. 97.62%	(11/12) 函館五稜郭R.C. 97.67%		

次回例会日 12月8日
プログラム「未定」

(紫田量司会報委員長)



1971. 12. 8

1971~1972 第21号

第376回例会



Good Will

Begins With You

善意は先ずあなたから

(ブライツホルツ R. I. 会長指針)

俣野純夫会員

本日のプログラム

「懐旧談」

渡辺 熊四郎氏

第375回例会記録

- ◎司 会 市川芳夫副会長 ◎齊 唱 君が代 奉仕の理想
- ◎ビジター 函館R.C. 大坂谷道三君 他8名
函館東R.C. 前多 信雄君 他2名
函館五R.C. 松浦 百秋君
- ◎ゲ ス ト 北條澄雄君(市川会員ゲスト)
- ◎幹事報告 本日は月の始めですので定例理事会を開きます。この会終了後お残りを願います。